

事業主・健診担当のみなさま



労災保険二次健康診断等給付を ご存知ですか？

- ◎受診費用は無料です。
- ◎労災申請の必要はありません。
- ◎保険料への影響はありません。

「労災保険 二次健康診断等給付制度」は、その名称から利用をためらわれる事業主様が多くいらっしゃいます。その内容をよくご理解いただき、正しくご利用いただければ、事業主様、従業員の皆様にとって大変メリットが大きい制度です。

費用はかかるの？

受診費用は受診者ご本人、事業主様とも負担はありません。
労災保険制度に特別加入されている方（事業主・役員）及び既に脳血管疾患又は心臓疾患と診断された事のある方は、対象外となります。

労災申請が必要なの？

よく誤解がありますが、労災申請の必要はなく、保険料への影響もありません。
この「労災保険二次健康診断等給付」は、2001年の労災保険法の改正にともない、定期健康診断で「脂質異常症」「糖尿病」「肥満」「高血圧」の全てを指摘された方が受けられる制度です。費用は労災保険より支払われますが、この二次健診を受診することと、労災認定とは別ですので、労災保険料へ影響することはありません。

安心して従業員様へ二次健診受診をお勧めください。

お申込み方法やご注意、対象者、健診内容など、詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ・予約電話 **078-326-2430** (平日 8:30 ~ 16:30)

京都工場保健会 神戸健診クリニックは「労災保険 二次健康診断等給付」医療機関です。

一般財団法人 京都工場保健会
神戸健診クリニック

〒650-0022 神戸市中央区元町通2丁目8番地14 オルタンシアビル3F・4F

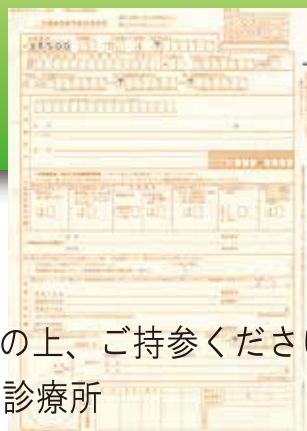
<http://www.kobekenshin.jp/>

神戸健診クリニック

検索

クリック

二次健診受診のご案内



▶ 二次健診を受けていただく方へ

予約をいただき、絶食の上、9時までにご来所ください。

申込書（「二次健康診断給付請求書（OCR）」）に必要事項をご記入の上、ご持参ください。

予約申し込み先 075-823-0526 京都工場保健会診療所

● 受診のお申込みについて

・ 一次健康診断を受診した日から3か月以内にお申込みください。

一次健康診断を受診した日から3か月を過ぎた場合、二次健康診断等給付を受けることができなくなります。

・ 1年度に1回のみ受けることができます。

・ 健診給付医療機関でのみ制度が利用できます。

京都工場保健会診療所は「労災保険 二次健康診断給付」医療機関です。

● 受診できる方

血圧

最高血圧 140 以上
または
最低血圧 90 以上

血中脂質

LDL コレステロール 140 mg /dl 以上
HDL コレステロール 40 mg /dl 未満
中性脂肪 150 mg /dl 以上
のいずれか1つ以上

血糖

空腹時血糖値 110 mg /dl 以上
HbA1c 5.6% 以上のいずれか

肥満度

BMI 25 以上
腹囲男性 85 cm 以上
女性 90 cm 以上
のいずれか

4つの検査すべてに「異常」があった方が、受診の対象です。「異常」とは、「正常」以外をさしますので、「経過観察」などわずかな異常も該当します。

また、健診結果は「正常」でも、産業医の判断で「異常」とみなされた場合も該当します。

● 二次健診の内容

・ 二次健診

- ・ 空腹時の血中脂質検査
- ・ 空腹時の血糖検査
- ・ HbA1c の検査（一次健診において行った場合を除きます）
- ・ 負荷心電図、または心臓超音波検査
- ・ 頸部超音波検査
- ・ 心臓超音波検査
- ・ 微量アルブミン検査（一次健診において尿蛋白検査の所見が（±）または（+）の方）

・ 特定保健指導

- ・ 生活指導
- ・ 栄養指導
- ・ 運動指導

全部の検査・指導が終わるまでに、約3時間が必要です。